

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

北海道札幌南高等学校定時制課程

1 いじめの定義

いじめ防止対策基本法、北海道いじめの防止等に関する条例及び北海道いじめ防止基本方針の定義を踏まえ、本校に在籍している生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 学校の方針

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、生徒等の尊厳を保持するため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、基本的な方針を定める。また、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置き、「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のための対策を講じる。

(いじめ防止等のための基本的な考え方)

- ①異なる個性を尊重し、お互いを高め合う人間関係を重視する。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体、クラス全体に醸成する。
- ③いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
- ④いじめを行った生徒が抱える問題を解決するため必要な支援・取組に努める。
- ⑤学校教育活動全体を通じていじめ防止推進等に計画的に取り組む。
- ⑥生徒面談等により生徒理解の深化に努める。
- ⑦定期的なアンケート調査や教育相談により早期発見に努める。
- ⑧いじめの問題について教職員間で情報を共有し共通理解を図る。
- ⑨いじめ問題に対する生徒の自主的活動を推進する。
- ⑩関係機関と連携を密にし、情報交換に努める。
- ⑪けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につけさせる。

3 実施計画

目 標	1 いじめの未然防止 「堅忍不拔」「自主自律」の校風のもと、互いに異なる個性や人格を認め合い、尊重する社会的資性を養う。 2 いじめの早期発見 情報の共有、迅速な対応、保護者・関係機関との連携に努め、早期発見を図る。 3 いじめに対する対応 「いじめ防止委員会」を中核として、いじめに対して事実の確認、的確な対応、保護者・関係機関と連携を図り、再発防止に努める。	具 体 的 な 取 組 ・規範意識、帰属意識を高める集団づくり ・人権尊重意識の高揚を図る場面づくり ・言語活動充実によるコミュニケーション能力の伸長 ・社会体験、生活体験、主体的な生徒会活動の推進、情報モラル教育の実施 ・いじめアンケート、個人面談、教育相談、スクールカウンセリング、いじめ相談ダイヤル、ネットパトロール ・HP等で情報発信 ・報告・連絡・相談の徹底 ・関係機関との連携
年 間 計 画	学校基本方針の説明（４月）ネットパトロール（毎月１日・１５日） いじめアンケート（５月・１０月） 取組評価アンケート（９月・３月） 委員会会議（毎月および随時）※会議では、委員会の役割を確認する。 校内研修、情報交換（毎月） 個別面談（学年の計画による）	
委 員 会	（名 称） いじめ防止委員会 （構成員） ○教頭、教務・生徒指導部長、担任、養護教諭、スクールカウンセラー （役割）いじめの相談・通報を受け付ける窓口として、「いじめに係る情報の収集と記録、迅速な共有を行う」「いじめであるか否かの判断を行う」「いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するための対処プランを策定し、確実に実行する」「学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施」、「早期発見・事案対処マニュアルを策定し、具体的な年間計画の作成、検証・評価・修正を行う」「組織的にいじめの解消の判断を行う」等、いじめ事案対応の中核をなすものとする。	

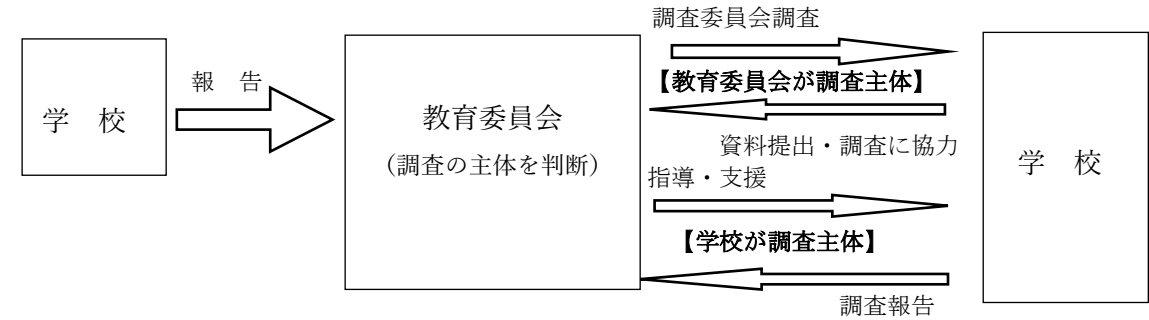
4 いじめ事案発生時のアプローチ

- (1) 事実確認(生徒指導部と連携)
- (2) いじめを受けた生徒のケア、保護者への支援（家庭訪問）
- (3) いじめを行った生徒への指導(教務・生徒指導部と連携)と保護者への助言（家庭訪問）
- (4) 場合により、教育委員会、警察署に相談・報告
- (5) 経過観察・事後指導
- (6) 重大事態の場合は、教育委員会に報告し、指示に従う

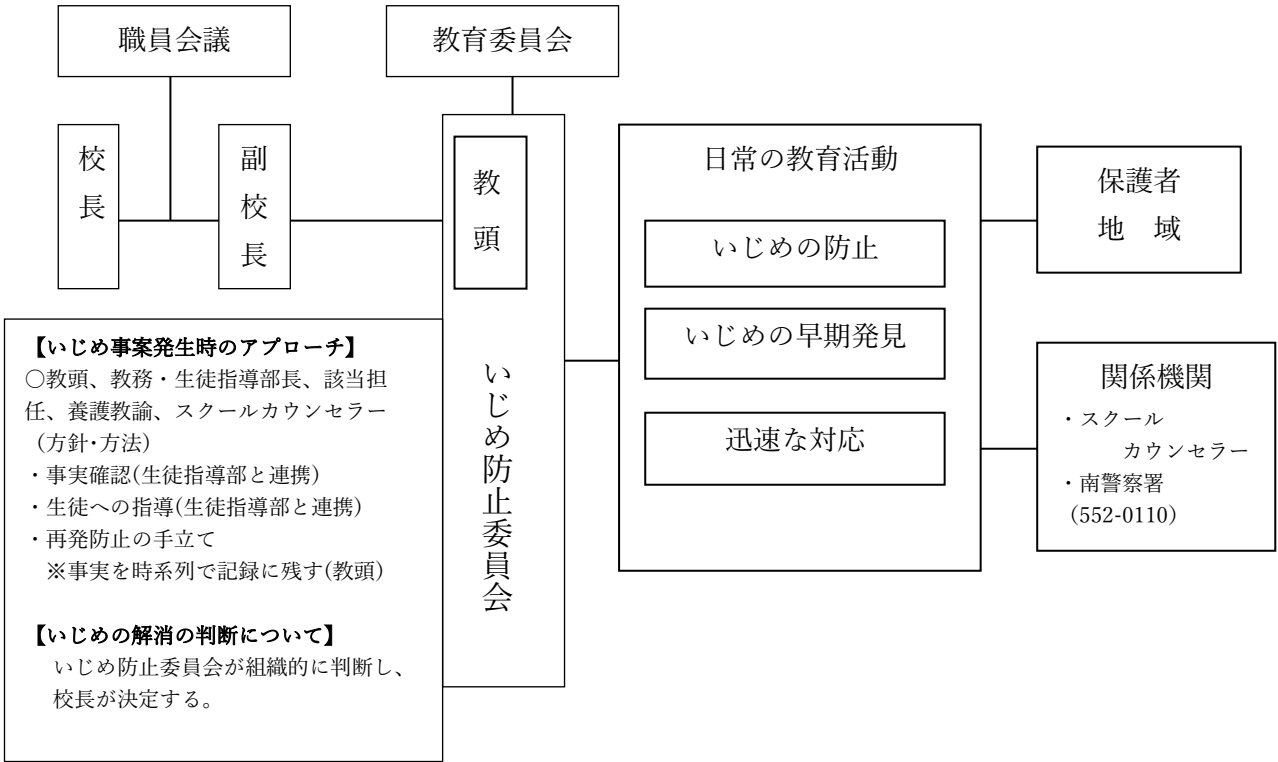
5 重大事態への対応

重大事態：いじめにより、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(年間 30 日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、学校の設置者に報告する。

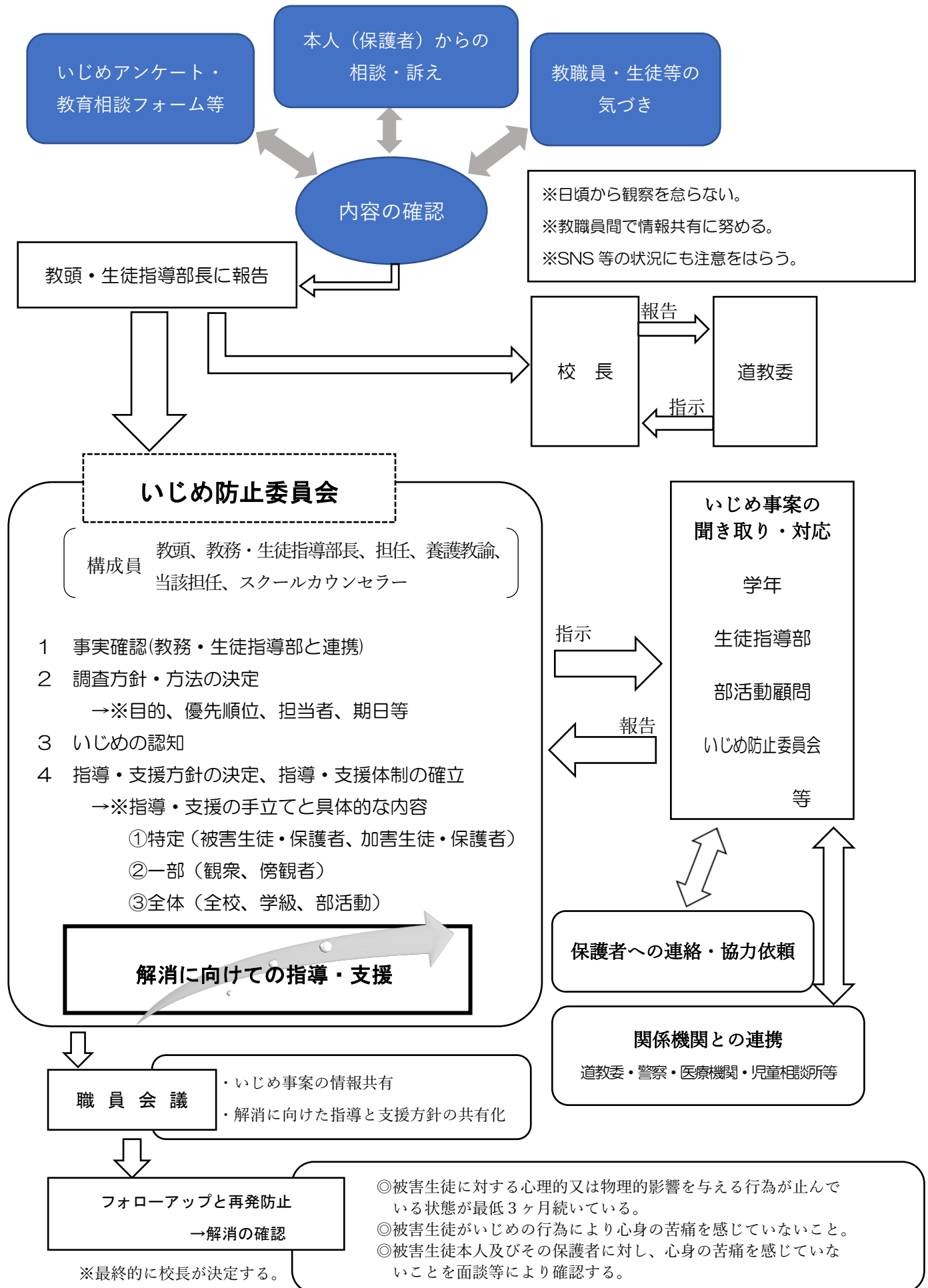
※別紙「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」を活用しながら、実際の対応に当たっては法、基本方針、ガイドラインおよびチェックリスト等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応する。



6 組織図



7 いじめ対応の流れ（フローチャート）



いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道札幌南高等学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道札幌南高校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- | | |
|------------------|------------|
| 1 いじめの定義 | 5 重大事態への対応 |
| 2 学校の方針 | 6 組織図 |
| 3 実施計画 | 7 いじめ対応の流れ |
| 4 いじめ事案発生時のアプローチ | (フローチャート) |

●●学校
いじめ対策組織
の役割や活動

- 1 名称 いじめ防止委員会 (いじめ対策組織)
- 2 構成員 教頭、教務・生徒指導部長 (特別支援教育コーディネーター)、
養護教諭、スクールカウンセラー
(いじめ事案発生時は、校長、該当学年担任を加える)
- 3 活動内容 ①学校いじめ防止基本方針の策定
②取組の企画・検証・評価

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- ・規範意識、帰属意識を高める集団づくり ・人権尊重意識の高揚を図る場面づくり
- ・言語活動充実によるコミュニケーション能力の伸長
- ・社会体験、生活体験、主体的な生徒会活動の推進、情報モラル教育の実施
- ・いじめアンケート、個人面談、教育相談、スクールカウンセリング
- ・いじめ相談ダイヤル、ネットパトロール ・HP等で情報発信
- ・報告、連絡、相談の徹底 ・関係機関との連携

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、いじめ防止委員会 (いじめ対策組織) を設置しています。気軽に相談願います。令和7年度の北海道札幌南高等学校のいじめ対策組織担当は教頭です。

連絡先011-521-2312 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電 話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電 話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
石狩教育局教育相談電話 (電 話)	011-221-5297	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



警察と連携した「いじめ問題」への対応

北海道教育委員会 令和7年(2025年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
不同意わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供(リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

〔家庭との連携について〕

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

- 北海道札幌南高等学校のいじめ問題に関する相談窓口は教頭です。
また、担当者の他、ホームルーム担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。
- 学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。
連絡先011—521—2312(学校代表電話)